

「新宿区外部評価委員会 5年間の活動を終えて」

（第1期 平成19年度～平成23年度）

（平成24年3月）

新宿区外部評価委員会

はじめに

4年半にわたる長い第一期の活動がようやく締めくくりを迎えた。

ここに第一期の総括報告書を取りまとめた。これを活用することで、新宿区行政が今後も評価というものを真摯に受け止める行政文化を深化させることを、大いに期待している。

近年、行政評価が学問的にもまた実践的実務的にも大いに注目され、多くの自治体がこれに取り組んでいる。行政ないし市民の取り組みとして比較的新しい試みと言える。新宿区においても外部評価を行うこととなり、この委員会が設置された。新しい試みだけに、委員会も事務局も、そして区の各事業課も、手探り状態であった。外部評価委員会としては、「内部評価を外部評価する」というのが基本であるが、そのように言うともわかりやすそうであるけれども、実際はなかなか一筋縄では行かない。

この手探り状態から次第に形をなし、更に補助事業の評価や経常事業の評価などにも一定の目鼻を付けるところまで、当委員会は一定の成果を挙げ得たが、今振り返ってみてそれには三つの要因があったと感じている。

一つ目は、公募区民を含む委員の全員が真剣に取り組んだことである。委員としての職責だから当たり前と言えれば当たり前だが、慣れない行政用語で綴られた各専門行政分野の内部評価シートを読み解くのは並大抵の努力ではなかった。

二つ目は、行政の透明性と区民への説明責任を強く意識された区長のリーダーシップの下で、各事業課が、評価の意義を理解し、外部評価に協力してくれたことである。これも、区長の指示なのだから当たり前だと言えればそのとおりではあるが、「評価の文化」がある程度根付かなければ、内部評価シートの記入や外部評価への協力は、「本来業務」の外で特別に行う厄介な作業という捉え方になってしまう。本報告書では客観的で辛口の評価をしているが、それにもかかわらず新宿区行政の中で評価の文化が定着しつつあることは高く評価されている。

三つ目は、委員会の事務局となる行政管理課の力量の向上である。行政組織の縦割り構造の中で、他の部課にさまざまな依頼や協議や指示を行うのは、簡単なことではないだろう。少なくとも区長の方針だからというだけでは、なかなかスムーズには進まない。そこにやはり行政評価のプロとしての行政管理課の専門的力が確立されなければ、組織の中で信頼されることはできないだろう。

以上の三つの要因の三つの主体は、それぞれに手探り状態から始めて、ようやく評価の基盤が形成され、評価の文化が共有されるところまで来ているように思う。

最後に、当委員会の川俣一彌委員におかれては、任期半ばにして不帰の客となられた。町会長らしい責任感で体調の悪い中最後まで委員としての仕事をされようとしておられた。長年の地域活動で培われた知性と江戸の粋ともいべきユーモアとが懐かしく想い出される。謹んでご冥福をお祈り申し上げるとともに、川俣会長とともに築いたこの「評価の文化」の基盤が、今後も新宿区において発展させられていくことを重ねて期待したい。

新宿区外部評価委員会
会長 名和田 是彦

目 次

第 1 今後の行政評価に向けた課題と意見

- 1 内部評価について 1
 - (1) 区民に分かりやすい内部評価結果報告書の記載について
 - (2) より適切な指標の設定について
 - (3) 関係課の連携による事業展開の必要性について
 - (4) 区政運営における協働の視点の重要性について
 - (5) 安全・安心のための地域的な連携の必要性について
- 2 外部評価について 4
 - (1) 平成 24 年度からの第二期委員会に向けて
 - (2) 今後の新宿区の行政評価について

第 2 「新しい計画評価の文化」の共有と定着に向けて 8

第 3 新宿区外部評価委員会の概要

- 1 新宿区外部評価委員会の役割・構成 9

第 4 第一期新宿区外部評価委員会の実績 (平成 19 年 9 月～平成 24 年 3 月)

- 1 制度導入からこれまでの経緯 10

<資 料>

- 1 新宿区外部評価委員会委員名簿 14
- 2 新宿区外部評価委員会条例 15

第1 今後の行政評価に向けた課題と意見

新宿区外部評価委員会（以下、「当委員会」という。）は平成19年9月、区長の付属機関として設置された。

私たちは第一期委員（平成19年9月から平成24年3月）として、内部評価結果報告書（以下、「内部評価書」という。）によって事業を確認し、理解を深めるため、事業課とのヒアリングや現場の視察も精力的に行ってきた。

外部評価実施結果報告書（以下、「外部評価書」という。）は、このような作業を通して作成し、今日までさまざまな意見を区に申し上げてきたところである。

3月で任期を終えるにあたり、新宿区の行政評価が更なる「新しい計画評価の文化の共有と定着」に向けての一助となることを切に願い、これまでの意見や課題を集約してこの冊子を作成した。

辛口な表現もあるが、区政の発展を願って作成したものであるので、ぜひ、区職員そして次期委員の方々の参考としていただきたい。

1 内部評価について

内部評価は、平成11年度の試行に始まり、職員の経験の積み重ねと努力により、幾度かの改善が図られてきた。

平成24年度からは、経常事業評価も本格的に始まるので、作業も大変であると思うが、評価の精度を向上し、区の財産として活用していただきたい。

(1) 区民に分かりやすい内部評価結果報告書の記載について

内部評価の実施にあたっては、事業を取り巻く環境の変化をしっかりと認識しなければならない。その上で、現状分析を行い、現在、どのような問題があるのか、どのような手法で解決するのか等を検討し、内部評価書に記載してもらいたい。

さらに、内部評価書は冊子としてまとめられ、ホームページでも公開される。職員はこのことを常に意識し、「事業内容がどのようなものなのか、区民が読んで理解できる」ように、さらに「評価の理由や今後の方向性がしっかり説明されており、理解が得られる」ように、分かりやすく記載することを心がけてもらいたい。そのことにより、区政に対する区民の理解が得られ、区政の透明性も高めることができると確信する。

(2) より適切な指標の設定について

指標は、目標にどのくらい近づいたのかを客観的に示し、事業の達成度や成果を明らかにするために設定するものであり、事業評価の重要な要素である。

指標には、活動の実績を表すアウトプット指標と成果を表すアウトカム指標がある。

地域の課題やニーズがどれくらい解決され、成果が上がってきたかを明らかにすることが重要なポイントとなるため、客観的なアウトカム指標の必要性について、幾度となく、外部評価書に記載してきたところである。

これまでにアウトカム指標の必要性が認識され、改善が図られた事業も多数存在する。しかし、事業によってばらつきがあり、今後も検討と改善の余地があることを重ねて指摘しておきたい。

アウトカム指標を設定し、成果を確認する作業は大変であると思うが成果を明らかにすることが事業の改善に繋がることを認識し、アウトカム指標の設定に努力してもらいたい。

(3) 関係課の連携による事業展開の必要性について

事業運営が所管別に進められているため、当然、内部評価も縦割りの評価ということになる。事業推進上、縦割りもある程度必要であることは認識している。しかし、横の連携を図ることによって事業の効率性やサービスの向上が見込める事業については、当委員会として提案し、外部評価書にも記載してきたところである。

ぜひ、限られた予算の効果的・効率的な配分という立場からも、内部で横断的な協力体制を確立し、個別の事業を全区的な立場から見よう心がけてほしい。

(4) 区政運営における協働の視点の重要性について

少子高齢社会の進展や東日本大震災の影響など、区を取り巻く環境は刻一刻と変化している。このような時代にあっても、持続可能な行政サービスを的確に提供し、さらに向上させていくためには、行政だけでなく、区民をはじめ区内で活動する諸主体との協働により事業を進めていくことが今後、益々重要になるであろう。

今後の行政需要を予測し、真に行政が行うべきことを見極めたうえで、今まで協働の視点が入っていなかった事業においても、市民協働あるいは民間協働を取り入れることができるかどうか、斬新で幅広い視野で検討してもらいたい。

(5) 安全・安心のための地域的な連携の必要性について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、区民生活をはじめ区政全体に大きな影響を与えた。

当委員会は、平成 24 年度から実施される第二次実行計画策定に向けた意見においても、「災害に備えるためのまちづくり」に関連する事業について、かなりの時間を割いて、意見の取りまとめを行ってきた。

区は、24 年度予算及び第二次実行計画に、防災、減災について様々な事業を盛り込んでいる。

今後、これらの事業の着実な執行とともに、東日本大震災により再認識された「絆」の大切さを軸として、地域社会や企業等との協働、連携により区民の生命、財産を守るための事業を強力的に推進して行ってもらいたい。

2 外部評価について

当委員会は、「内部評価結果を外部評価する」方式により区民目線や生活者の視点で事業評価するとともに、新宿区における外部評価のしくみの確立を目指して検討を重ねてきた。

このことにより、内部評価、外部評価とも評価の精度が高まったこと、また、外部評価に対する「区の総合判断」が公表されることなどにより、区政の透明性が図られてきたことは、区にとっても、区民にとっても大きな前進であり成果だと考える。

当委員会は、勉強会、事業課へのヒアリングや現場の視察を通して、区政への理解を深める努力を重ねてきたところである。

時間的制約はあるが、最大限、当委員会と事業課双方がお互いの理解を深め、意見を交換しあえる場を設けるなど、共に学び、考えていく姿勢を持ち、お互いに成長していく仕組みづくりに力を注いでいくことが重要である。

また、当委員会は公開で開催し、議事録もホームページで公開するなど議論の透明性に努めてきたところである。今後も区民に開かれた委員会として活動が継続されることが望ましい。

(1) 平成 24 年度からの第二期委員会に向けて

① 行政評価の流れについて

行政評価を実施するにあたっては、評価の時期と評価を反映した事業の実施には、時間的なズレがあることを認識しておく必要がある。

たとえば、24 年度に実施した事業は 25 年度に行政評価し、評価結果は 25 年度に策定する 26 年度予算及び計画の見直しに反映される。(原則として、25 年度には反映されない。)

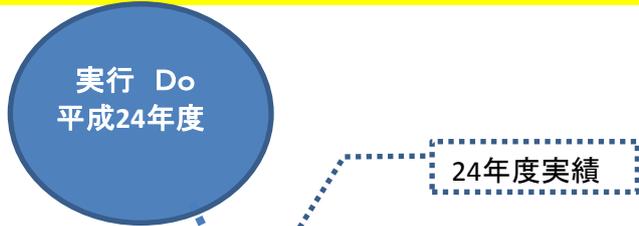
さらに、見直しされた 26 年度の事業の実績評価は、27 年度に実施することになる。

このように、評価結果の反映状況は、評価した年度の翌年度の評価の際に確認できるのではなく、翌々年度の評価で確認することになる。このような行政評価の流れを十分理解することが必要である。

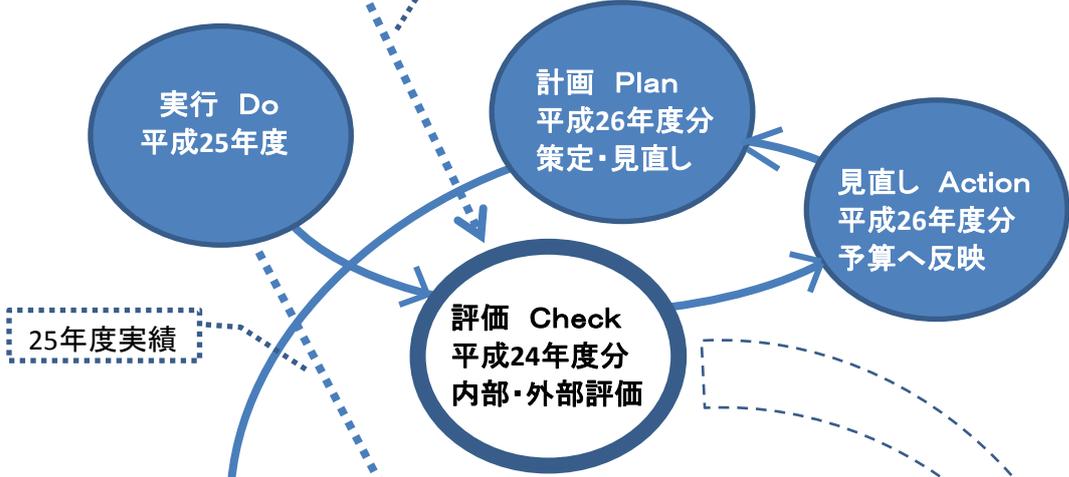
(図 1 : 行政評価の流れ 参照)

図1：行政評価の流れ

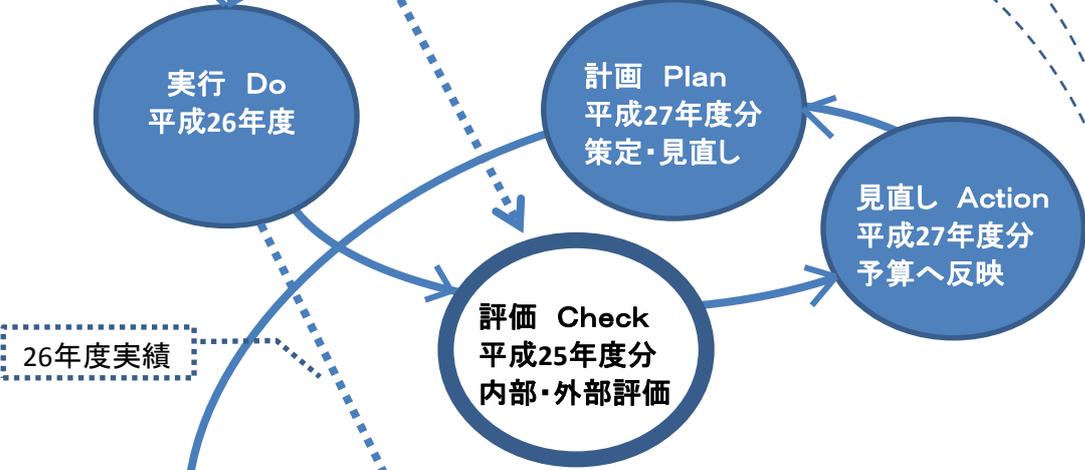
平成24年度



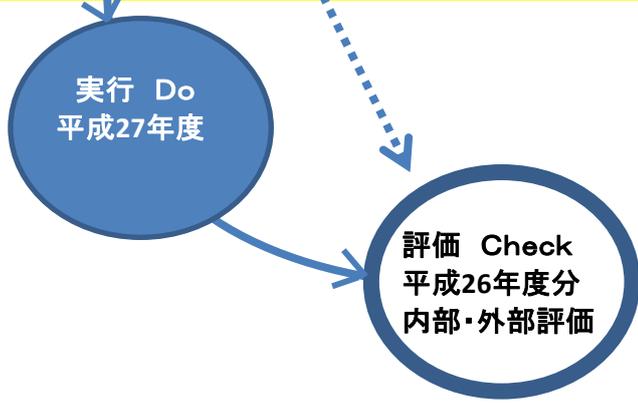
平成25年度



平成26年度



平成27年度



② 適切な指標の設定に向けて

当委員会は行政評価制度の確立に向けて、指標の設定を重視してきた。

平成 24 年度から始まる第二次実行計画の着実な執行と成果を客観的に判断するためには、内部評価でアウトカム指標の設定に努めることが重要であるが、当委員会としても、今後、どのようなアウトカム指標が適切であるか、調査研究していく必要があると考える。

なお、アウトカム指標の設定が難しい場合や、数値として表れない事業効果があった場合には、どのように把握し、効果をどう判定するかなどの検討も今後必要であろう。

③ 協働の視点

当委員会は、基本構想の理念である「新宿力」を形づくるうえで、協働は重要な手法の一つと捉え、平成 21 年度からは協働の視点を加えて評価してきた。

上記「1 (4) 区政運営における協働の視点の重要性について」及び、「1 (5) 安全・安心のための地域的な連携の必要性について」でも述べたとおり、協働は今後の区政運営において、重要性が増していくと考える。

一方、協働という概念や意識を区と区民が共有し、発展させていくには、長い期間を要する。よって、行政評価においても、今後も継続してこの「協働の視点による評価」に重点を置き、評価していくことが重要であると考ええる。

④ 実態に即した事業の把握

「2 外部評価について」でも述べたとおり、外部評価を実施するうえで、勉強会は評価の基本を学ぶ場や評価の視点を考える場として、また、ヒアリングの実施は事業課との意見交換・再質問の場として、さらに、視察は事業が展開されている現場の職員や区民の生の声を直接聞くことができる場として大変有意義であった。

当委員会として区民の目線を十分発揮した外部評価をするためには、今後も勉強会の開催、活発なヒアリングや効率的な現地視察は欠かせないと思う。平成 24 年度からは計画事業に加え、経常事業も外部評価

の対象となるので、限られた時間の中で、どのように実施することができるか、手法などについて区とともに検討していく必要がある。

(2) 今後の新宿区の行政評価について

① 評価に対する分かりやすい説明

複数年にわたり外部評価を実施した中で、毎年、同じ質疑が繰り返され、行政評価の結果が、どれだけ事業に反映されたのか、評価がどの程度有効に活用されているか、また、外部評価の結果が正確に受け止められたのか、判然としない事業も見受けられた。

外部評価の結果に対しては、区として受け入れられるもの、そうでないものがあることは十分承知しているつもりであるので、分かりやすい説明をお願いしたい。

また、過去の評価の継続性・連続性を再確認し、スピード感を持って対応していってほしい。

② 組織間連携による見直し

「1 (3) 関係課の連携による事業展開の必要性について」でも述べたことであるが、現在一つの事業であってもその事業に複数課が共同して関わることによって複合効果や相乗作用が生まれるものがある。事業化のプロセスを工夫する事によって、子どもの教育、高齢者の生きがい対策、ひいてはコミュニティ推進施策にも効果を発揮し、付加価値が高まる事業が多数存在すると思う。

さらに、関係課が連携することによって、コストパフォーマンスも高くなる可能性がある。限られた予算の効果的・効率的な配分という立場からも、施策の連携とそれを実現する組織間連携など、ダイナミックな運営体制等の見直しに期待したい。

第2 「新しい計画評価の文化」の共有と定着に向けて

当委員会は、平成20年度から外部評価書に「新しい計画評価の文化の共有と定着に向けて」という副題を掲げてきた。当委員会が評価を開始した当初と比べると、制度としての行政評価は定着しつつあり、評価の結果を受けて事業の見直しを図るなど、職員の意識の変化も肌で感じるようになってきた。

しかし、職員全体に行政評価の必要性や意義が十分理解されているとは言えず、内部評価書の記載内容やヒアリングにおいても事業課の温度差を感じる場面があった。この点については、評価を取りまとめる事務局が、事業課に十分な説明や適切な助言を行うなど、引き続き努力していてもらいたい。

当委員会は、「評価」という概念を「批判すること」ではなく、「将来に向けた創造」と捉えて、今まで様々な意見を申し述べてきた。

区及び当委員会の双方が真摯に意見を交換することにより、共に新たな気づきの機会を得ることができ、そのことが真の改善に向けた取り組みに繋がるものと確信している。

日々、業務を遂行する中で、事業を評価し、それを踏まえた見直しを行うという作業は、大変難しいことであるかもしれない。

しかし、現代のような困難な時代であればこそ、区は「変えることへの勇気」を持ち、新たな課題に向かって事業の改善を図り、区政が発展していくことを心から期待するものである。

5年間にわたる評価活動を振り返った時、区と委員会の議論によって双方の理解が深まり、事業の改善が図られてきたことについて、少なからず区政の前進に寄与できたものと自負するところである。

最後に、ご努力いただいた各事業課に対して、心から感謝申し上げるとともに、4月からの新たな委員が区政発展のために力を発揮され、ご活躍されることを心から期待する。

第3 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 委員会設置の経緯と役割

当委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置された。

当委員会の役割は、新宿区基本構想（以下、「基本構想」という。）の「めざすまちの姿」の実現に向けて策定された、平成20年度からの総合計画及び第一次実行計画の進行管理を行うこと、及び区民の行政評価に対する参画の機会を確保することにより、行政評価の客観性及び透明性を高めることである。

(2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

委員会は、次の15名で構成されている。

◇学識経験者3名

◇公募による区民6名

◇区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

第4 第一期新宿区外部評価委員会の実績 (平成19年9月～平成24年3月)

1 制度導入からこれまでの経緯

【平成19年度】

《評価対象》 新宿区第四次実施計画

《評価実績》 重点項目1項目及び10施策

平成19年度は当委員会の立ち上げの年であったため、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

審査及び審議の効率的な運営を図るため、分野ごとに3つの部会を置いた。

評価にあたっては、内部評価書を事前に確認し、疑問点などの洗い出しを行い、さらに事業の理解を深めるため、事業所管課とのヒアリングも実施した。

内部評価書やヒアリングの結果に基づき議論を集約し、当委員会として「4つの視点・①サービスの負担と担い手 ②適切な目標設定 ③効果的・効率的な視点 ④目的の達成度」を設定し評価を実施した。

評価にあたっては、単に指摘や疑問を提示するだけでなく、「区民の目線」で施策や事業を考え、区民が何を行政に求めているかを明らかにできるよう心がけ、行政評価の機能強化に努めた。

【平成20年度】

《評価対象》 新宿区第四次実施計画

《評価実績》 18施策

《現地視察》 4か所 (若葉地区のまちづくり、榎町児童センター、新宿消費生活センター、牛込中央通り商店会)

平成20年度は、本格的な外部評価の初年度にあたるため、平成19年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と合わせて確認した。

評価にあたっては、第1回の委員会で講師を招き、「政策評価と行政改革の視点」について勉強会を実施した。

事業課とのヒアリングは、疑問点などについて事前に資料や回答を求め、それを読み込んだうえで、「意見交換・再質問の場」として設定した。

さらに、事業が実施されている現場を視察し、当事者の区民及び関係者の生の声をヒアリングして実態把握に努めた。

このような作業を通して作成した外部評価書には、「計画を評価し改善しながら、さらに実践する文化を実現していく」という願いを込め、副題『「新しい計画評価の文化」の共有と定着に向けて』を付して報告書を作成した。

【平成21年度】

《評価対象》 新宿区総合計画 新宿区第一次実行計画

《評価実績》 個別目標 20 施策 計画事業 86 事業

《現地視察》 3 か所 (新宿リサイクル活動センター、成年後見センター、しんじゅく多文化共生プラザ)

平成21年度は、評価の視点に幅を持たせるため、部会の構成を変更し、平成20年度から始まった総合計画及び第一次実行計画の「まちづくり編」に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。

また、ヒアリングは、個別目標や計画事業の基本的な考え方などについて、重点的に確認・再質問するとともに、複数部署に跨る計画事業を取り上げ、相互連携などもチェックした。

評価にあたっては、前年度の当委員会の提言に基づいて改正された内部評価書の「4つの視点」、「総合評価」及び「改革方針の方向性」について、内部評価の結果が事業の目的に照らして適当であるかどうかを検討し、評価を実施した。

さらに、基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと捉え、勉強会を実施して理解を深め、「協働」の視点による評価も新たに実施した。

【平成 22 年度】

- 《評価対象》 新宿区第一次実行計画 区単独補助事業
- 《評価実績》 計画事業 72 事業 補助事業 82 事業
- 《現地視察》 6 か所 (歌舞伎町シネシティ、大久保公園、歌舞伎町
タウン・マネジメント事務所、栄湯 (公衆
浴場)、染の里二葉苑 (新宿ミニ博物館)、
ふるさと応援隊早稲田店 (空き店舗活用事
業))

平成 22 年度は、平成 21 年度の区の実績を確認した上で、評価対象事業を抽出し評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、当委員会においても補助事業を対象に評価を実施した。

補助事業の評価にあたっては、平成 16 年度の新宿区補助金審査委員会における「区民参加による『協働』型補助金制度の実現に向けて」答申（以下、「補助金答申」という。）を念頭に置き、4 つの視点（①役割分担 ②目的の妥当性 ③効率性・代替手段 ④目的の達成状況）と協働の視点から総合的に判断し、補助金答申と同じ評価区分を活用して評価を実施した。

計画事業に加え、補助事業の評価も実施したことから、委員会、部会共開催回数は前年度のほぼ 2 倍となったが、限られた時間の中で、会長、部会長を中心に各委員のチームワークにより無事完了することができた。

また、22 年度は区長から「経常事業の評価手法」について新たな諮問があったため、協議を重ね、11 月に答申書「経常事業の評価手法について」を取りまとめた。

【平成 23 年度】

- 《評価対象》 新宿区第一次実行計画
- 《評価実績》 計画事業 (まちづくり編) 82 事業
計画事業 (区政運営編) 14 事業
経常事業 (試行) 9 事業

平成 23 年度は、計画事業の「まちづくり編」に加え「区政運営編」も評価した。

さらに、平成 24 年度から開始される第二次実行計画に、当委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性（平成 23 年 6 月現在の内部評価）に対する意見」を付した。

評価にあたっては、過去 2 年の区の実績や内部評価書を踏まえつつ、評価の掘り下げを行うとともに、第二次実行計画の方向性への意見について、関係資料の提出を求め、確認を行った。

ヒアリングは、計画事業と経常事業合わせて 42 事業について実施した。

とりわけ東日本大震災に関連する事業については、今後の計画事業の展望や所管課間の連携強化などについて幅広い観点から質問を行った。

そのうえで、区が作成する第二次実行計画に意見を反映させるため、例年より早く、8 月に外部評価書の取りまとめを完了した。

また、前年の経常事業の答申に基づき、区が試行的に実施した経常事業の評価についても、外部評価の試行を行った。

試行にあたっては、計画事業評価と同様に、区が実施した内部評価（試行）の確認とヒアリングを実施した。そのうえで、評価手法や評価シートについて検討し、外部評価委員会意見「経常事業評価（試行結果）について（評価手法と様式の確立に向けて）」を取りまとめたところである。

本来であれば、平成 23 年 7 月で満了となる委員の任期については、評価作業の途中であったことや経常事業評価の試行を実施する必要があったことから、区より平成 24 年 3 月まで再任を依頼され、承諾することとなった。卯月前会長は 9 月以降の継続が難しい状況であったため、新たな学識経験者として加藤委員を迎え、委員の互選により満場一致で名和田副会長が会長に選任された。

〈 資 料 〉

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部 会	氏 名			備考
第1部会 まちづくり 環境 みどり	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科 教授	部会長	H23.9.1 就任
	卯月 盛夫	早稲田大学社会科学総合学院 教授	前会長	H23.8.31 退任
	大塚 巖	新宿区防災サポーター連絡協議会		
	須貝 俊司	区 民		
	芳賀 恒之	区 民		
	渡辺 翠	新宿区のリサイクルを考える会		
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	岡本 多喜子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授	副会長 部会長	
	入江 雅子	戸山公園子どもの遊び場を考える会		
	小菅 知三	牛込心友会高齢者クラブ 会長		
	富井 敏弘	区 民		
	山村 利枝	区 民		
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	名和田 是彦	法政大学法学部政治学科 教授	会長 部会長	
	川俣 一彌	新宿区町会連合会 副会長		H23.12.22 退任
	中原 純一	区 民		
	鍋島 照子	区 民		
	山下 修	神楽坂通り商店会		H23.7.31 任期満了

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附 則

[以下 略]